

制度面からみた建設コンサルタントとその将来

新 居 英 一*

1. 制度面からみた建設コンサルタント

建設コンサルタント業とは法律的にどう表わされているかを調べてみると「公共工事の前払金保証事業に関する法律」（昭和28年法律第184号）第19条第3号に次のように示されている。

「土木建築に関する工事の請負を業とする者または土木建築に関する工事の設計若しくは監理若しくは土木建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言を行うことの請負若しくは受託を業とする者（以下「建設コンサルタント」という）（以下略）」というように定義されている。

日本における建設コンサルタント業は発足以来日もまだ浅く、経済的基盤もまた確立されているとはいえないが、高度経済成長に伴う飛躍的な建設事業量の増大に対応して、その仕事量も増大してきている。

中央建設業審議会の答申に基づいて制定された建設コンサルタント登録規程（昭和39年4月7日建設省告示第1131号）による建設コンサルタントの登録の状況は、表一のとおりである。

表一からわかるように昭和40年2月末に対し47年2月末の指数は327とまことに驚くべき増加を示している。登録数の740社という数にしても、びっくりされる方があるのでないかと思われる数で、「町を歩けばコンサ

表一 建設コンサルタント登録数

区 分	年 別			
	昭和40年 2月末	昭和41年 2月末	昭和42年 2月末	昭和43年 2月末
登 録 数	(167) 226	(220) 302	(270) 360	(326) 443
指 数 (昭和40年2月末=100)	(100) 100	(132) 134	(162) 159	(195) 196

区 分	年 別			
	昭和44年 2月末	昭和45年 2月末	昭和46年 2月末	昭和47年 2月末
登 録 数	(366) 499	(403) 563	(474) 637	(524) 740
指 数 (昭和40年2月末=100)	(219) 221	(241) 249	(284) 282	(314) 327

注：上段（ ）内は、専門コンサルタント（測量業、建築設計監理業および管工事業を兼ねているものを含めることとし、建設業（管工事業を除く）製造業を兼ねているものは除外した）の数。

* 正会員 建設省計画局建設振興課 建設専門官

ルタントに当る」といわれたイランに匹敵するのではないかと思われる増加ぶりである。

ところで話を建設コンサルタント規程に戻すと、この規程は建設コンサルタントの登録について必要な事項を定めることを目的としている（第1条）。

登録部門としては次の各部門がある（第4条）。

1. 第1部門

- イ 土質および基礎部門
- ロ 鋼構造およびコンクリート部門
- ハ 河川、砂防および海岸部門
- ニ 港湾および空港部門
- ホ 水力部門
- ヘ 道路部門
- ト 鉄道部門
- チ 施工方法および施工設備部門
- リ 上水道および工業用水道部門
- ス 下水道部門
- ル 農業土木部門
- ヲ 建設機械部門
- ワ 地質部門
- カ 造園部門

2. 第2部門

都市計画および地方計画部門

以上の登録部門に係る業務を行なおうとする者は、この規程の定めるところにより、建設省に備える建設コンサルタント登録簿（以下「登録簿」という）に登録を受けることができる。

登録は2年間有効とする。

登録の有効期間満了ののち、引き続き建設コンサルタントであろうとする者は、更新の登録を受けることができる（第2条）。

となっているが、2年間の有効期間をお忘れになる方が割合多く、かなり経過してから泣きつかれても、当方は役所なので何とも融通がつかず、うらみを買っているのではないかと、事務担当者が心配している状況であるので、この点くれぐれもお忘れなくご準備願いたい。これを怠ると、更新の登録の申請がなかったとき、として登録の消除を建設大臣が行なってしまう。

次に最も関係者にとって重要なものとして、登録の要

表一 資本金別専門コンサルタント数

資本金 (千円)	昭和41年		昭和42年		昭和43年		昭和44年		昭和45年		昭和46年	
	企業数	構成比(%)	企業数	構成比(%)	企業数	構成比(%)	企業数	構成比(%)	企業数	構成比(%)	企業数	構成比(%)
0～999	48	21.8	33	12.2	41	12.6	38	10.4	34	8.4	29	6.1
1000～1999	37	16.8	37	13.7	52	15.9	69	18.9	72	17.9	92	19.4
2000～4999	50	22.7	72	26.7	82	25.2	94	25.7	108	26.8	126	26.6
5000～9999	36	16.4	55	20.4	63	19.3	64	17.5	77	19.1	91	19.2
10000～19999	19	8.7	28	10.4	40	12.3	49	13.4	51	12.7	61	12.9
20000～49999	17	7.7	29	10.7	32	9.8	32	8.7	38	9.4	53	11.2
50000～99999	6	2.7	10	3.7	10	3.1	11	3.0	10	2.5	10	2.1
100000～	7	3.2	6	2.2	6	1.8	9	2.4	13	3.2	12	2.5
計	220	100.0	270	100.0	326	100.0	366	100.0	403	100.0	474	100.0

注：① 専業建設コンサルタントには、測量業、建築設計監理業および管工事業を兼ねているものを含めることとし、建設業（管工事業を除く）製造業を兼ねているものは除外した。

② 各年2月末現在。

件がある。

登録を受けようとする者は、登録を受けようとする技術部門（以下「登録部門」という）ごとに、さきほど述べた第1部門については、その者（法人である場合においては、その役員、業務を執行する社員、取締役またはこれらに準ずる者をいう。以下同じ）またはそのうち1人が次に示す①または③に、第2部門についてはその者またはその使用人のうち1人が次の①、②、③の一に該当する者でなければならない。

① 技術士法（昭和32年法律第124号）による本試験の選択科目として登録部門に相当する科目（造園部門に相当する科目は都市計画および地方計画とする）に合格し、同法第14条の規程により登録した者。

② 登録部門に関し建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の免許を受けたのち5年以上実務の経験を有する者。

③ 登録に関し技術士法第7条第2項に規定する本試験の受験資格を有する者その他の者で、建設大臣が前号に掲げる者と同程度の知識および技術を有する者と認定した者。

以上の規定にかかわらず、登録申請者は、その者またはその使用人のうち1人が前項各号の一に該当し、かつ建設大臣が認める場合においては、他の登録部門についても登録を受けることができる。

以上を要約すると、第1部門については技術士試験合格者で登録した者と、建設大臣が同程度の知識と技術を有すると認定した者、第2部門では以上のほかに一級建築士の免許を有し、5年以上実務の経験を有する者が、登録部門ごとに1名おればよいということである。技術士、一級建築士の資格保有者についてはあまり問題はないが、認定技術者についてはかなり問題があり、この審査についてはなかなか頭が痛い。何と云っても、やはり業務経歴を主体に審査せざるを得ないので、この点をできるだけわしく記載して提出願いたい。

以上のほかに、登録の申請、実施および通知、変更等の届出等が規程に含まれているが省略させていただく。

以上で建設コンサルタント登録規程の簡単な説明を終わるが、登録によって示されている実態を以下に紹介させていただく（表一参照）。

資本金が100万円から1000万円の間が最も多く65.2%を示しており、大半の建設コンサルタントがここに含まれていることがわかる。1000万円以下ということは、かなり資金的には小さいコンサルタントが多く、この辺に日本の建設コンサルタントの特異性がみられる。

次に、登録部門別登録数および管理技術者の内訳を示す（表一参照）。

第1位は鋼構造およびコンクリート、第2位 道路、第3位 土質および基礎、以下河川砂防および海岸、上水道および工業用水道、地質、都市計画および地方計画、農業土木、鉄道等の順になっているが、今後大幅に増加するのでないかと考えられるものに下水道部門がある。

次に、建設省および関係機関の発注実績を示す（表一参照）。

表一から、件数において都道府県の発注件数が多いのに注目されたい。

業務の種類においては工事の設計、工事に関する調査が圧倒的多数を占めていることがわかる。

次に、今後の問題として建設コンサルタントの育成強化をはかるため、業界から要望されている建設コンサルタント業法（仮称）がある。現在の登録規程にかえてコンサルタント業法を制定するわけであるが、目下検討中であり、

- ① 立法の目的
- ② 適用対象
- ③ 業者の規制
- ④ 業の中立法の確保
- ⑤ 建設コンサルタント業の振興
- ⑥ 監督
- ⑦ 経過措置

などについて数多くの問題あるいは検討すべき課題があり、各方面の意見を参酌しつつ、とりまとめに入ってい

表-3 登録部門別登録数および管理技術者の内訳

(専業合計)

登録部門	昭和41年			昭和42年			昭和43年			昭和44年			昭和45年			昭和46年		
	技術士	認定技術者	計	技術士	認定技術者	計	技術士	認定技術者	計	技術士	認定技術者	計	技術士	認定技術者	計	技術士	認定技術者	計
土質および基礎部門	44	51	95	49	49	98	61	56	117	74	55	129	76	55	131	79	56	135
鋼構造およびコンクリート部門	65	48	113	79	50	129	91	57	148	106	50	156	121	54	175	130	55	185
河川砂防および海岸部門	37	36	73	41	39	80	46	42	88	48	43	91	53	43	96	50	60	110
港湾および空港部門	20	24	44	27	23	50	34	23	57	39	19	58	44	19	63	36	27	63
水力部門	24	9	33	32	8	40	37	10	47	41	10	51	44	14	58	46	12	58
道路部門	38	59	97	46	63	109	54	71	125	67	64	131	68	69	137	79	77	156
鉄道部門	36	19	55	42	21	63	51	20	71	50	20	70	53	19	72	50	31	81
施工方法および施設設備部門	13	38	51	18	40	58	26	41	67	33	39	72	35	46	81	33	46	79
上水道および工業用水道部門	31	22	53	41	22	63	52	28	80	62	33	95	69	30	99	78	25	103
下水道部門	1	14	21	14	14	28	23	15	38	27	21	48	25	21	46	29	27	56
農林土木部門	28	22	50	31	27	58	44	31	75	54	30	84	48	34	82	53	35	88
建設機械部門	12	8	20	7	11	18	11	10	21	14	8	22	17	8	25	19	5	24
地質部門	26	20	46	31	29	60	40	22	62	55	24	79	62	34	96	65	35	100
造園部門	0	20	20	0	23	23	0	22	22	0	24	24	0	28	28	15	16	31
都市計画および地方計画部門	15	35	50	22	34	56	26	42	68	32	42	74	36	41	77	47	48	95
計	396	425	821	480	453	933	596	490	1086	702	482	1184	751	515	1266	809	555	1364

注：① 技術士とは、技術士法により登録された技術士で登録部門に係る管理技術者をいう。
 ② 認定技術者とは、上記①以外の管理技術者をいう。
 ③ 各年2月末現在

表-4 建設省および関係機関の発注実績

(発注機関別)

発注機関	件数および金額		件数				金額 (単位百万円)			
	昭和41年度	昭和42年度	昭和41年度	昭和42年度	昭和43年度	昭和44年度	昭和41年度	昭和42年度	昭和43年度	昭和44年度
建設省	2648	2796	2829	2850	3482	3603	3731	3946		
関係団体	948	1132	1135	1485	2183	2787	3305	4042		
都道府県	2745	7011	7725	7639	2199	4225	5096	7425		
六大都市	442	1059	1077	767	745	1315	1420	1114		
計	6783	11998	12766	12741	8609	11930	13552	16527		
指数 (40年度=100)	108	192	204	204	124	172	195	238		

(業務種類別)

業務の種類	件数および金額		件数				金額 (単位百万円)			
	昭和41年度	昭和42年度	昭和41年度	昭和42年度	昭和43年度	昭和44年度	昭和41年度	昭和42年度	昭和43年度	昭和44年度
工事の設計	2910	5543	5810	4863	4783	6008	7172	8338		
工事に関する調査	3558	5678	6124	6652	3285	4831	5326	6416		
工事の管理	29	183	125	222	81	426	449	334		
その他	286	594	707	1004	460	665	805	1439		
計	6783	11998	12766	12741	8609	11930	13552	16527		

注：① 建築工事に関するものおよび測量のみのものは除く。
 ② 建設省に北海道開発局を含む。

る段階である。

とくに中立性の確保は、従来わが国ではあまり問題にされていなかった問題であり、慎重な検討がとくに必要と考えられている。

2. 建設コンサルタントの将来のあり方

わが国の建設コンサルタントは、その成立の過程が海外諸国とだいぶ異なり、発注者のたりない部分を補う形

で発足したものが多い。

海外においては、一連のコンサルティング・サービス、すなわち、調査・企画（フィジビリティ・スタディ）と設計（エンジニアリング）、契約文書（契約書・仕様書・設計書・図面）の作製（デフィニット・スタディ）、施工監督（スーパー・ビジョン）までを一貫して建設コンサルタントが行なうのが通例である。

しかるに、日本においては発注者側が調査・計画を行ない、設計の一部を建設コンサルタントに発注し、契約

文書の作製、施工・監督をまた発注者自らが行なうという形態が一般的で、この場合、建設コンサルタントは、完全に発注者の手伝いをするというイメージが非常に強く、請負業者であるという考え方になるのも止むを得ない点がある。

しかし、国外の建設コンサルタントは企業者とコンサルタント契約を結ぶことによってサービスを提供し、業務として先に述べた職務を果たすわけで、非常に広い視野と技術力をを要求されるわけである。この点に大きな相違があり、今後日本の建設コンサルタントはどの方向に向かってゆくのか、また、育成をはかるべきか今後の問題点があると思われる。

もう少し海外における建設コンサルタントの仕事、あるいは役割を述べてみると、プロジェクトに対してフィジビリティ調査を行なったのち、プランニング（経済的分野に対する影響、資金の手当まで含む）、実施設計、契約文書の作製と発注者（企業者）に対する技術の提供を行なう。これが第一段階である。

第二段階として、工事発注前の入札参加資格の審査、入札公示によって行なわれる入札の審査、そして落札者の決定を行なうまでの審査があり、発注者の代理あるいは助言者としてコンサルタントが業務を行なう。

さらに、落札した工事請負業者が正式に発注者と契約を結び、工事に着手するのであるが、この場合においても、コンサルタントは発注者の代理として施工の監督、工事の管理・検査も行なうのであるが、これが第三段階と考えられる。

以上のように段階を追って分けてみると、日本のコンサルタントの行なっている業務の幅の狭いのに驚かれることと思う。また、よくいわれるコンサルタントの中立性についても、ご理解いただけると思う。

しかしながら従来、日本で発達してきた建設コンサルタントの実態をみると、必ずしも海外の状態がそのまま日本に取り入れられるべきであるとも考えられない。

発注者、とくに公共機関に調査・計画を担当する多数の技術者が存在するわが国では、一貫したプロジェクトを建設コンサルタントに発注するのは、まだ先になるのかもしれない。

しかし、国際的に海外諸国と競争してゆかなければならない日本の建設コンサルタントに対して、国内において試練の場を与えることが、ぜひとも必要であると思われる。

全部の建設コンサルタントということではなく、一部のコンサルタントに限定して実施すればよいわけであって、この程度のことであれば実施は可能であると考えられる。

このようにみえてくると、従来のように、発注者の手足となって動く発注者の補助者としてのコンサルタントと一貫したプロジェクトを引き受けるコンサルタントに、自然に分類されてゆくのではないかと思われる。

自由化の波はひたひたと日本に押し寄せてきており、建設コンサルタントの分野においても、驚異的発達をとげている日本経済の将来性からみて、強敵が海外から乗り込んでくることも予想されないことではない。

そのときになって体質改善をはかっても遅すぎることは十分に考えられる。

発注者・建設コンサルタントともども、現実と将来、とくに海外の動向をよくみて、今後の進むべき方向を定めるべき時期にあるということをよく認識すべきであると思う。

マイクロフィッシュによる「土木工学文献目録集 1969」発売

このたび、本学会文献調査委員が中心となって、1969年の1か年間に発行された国内・国外の雑誌約100種の論文題名を文献調査委員会分類項目により分類し、利用しやすいように再編集し、「土木工学文献目録集」をマイクロフィッシュ化したのでご利用下さい。

記

- | | |
|------------------------------------|----------------------|
| (1) マイクロフィッシュフィルムのみ (5シート 210 ページ) | 2 000 円 (〒とも) |
| (2) 焼付コピーのみ (210ページ・簡易製本) | 3 000 円 (〒 200) |
| (3) フィッシュフィルムおよび焼付コピーの両方 | 特別価格 4 000 円 (〒 200) |

このほか次のフィッシュフィルムを頒布中です。詳細は土木学会編集課へお問合せ下さい。

- | | | |
|----------------------------|----------|---------------------|
| ○ 土木学会誌・論文集総索引 (1915~1963) | 5シート | 1 600 円 (〒とも) |
| ○ 土木学会論文集 (第1号~第124号) | 206シート | 62 100 円 (〒とも) |
| ○ 土木学会誌 (第1巻~第50巻) | 1 469シート | 358 000 円 (〒とも) 分売可 |